

令和 7 年(2025年) 2 月 2 0 日

令和 7 年 3 月 定例会 議案概要

第 2 号議案 越谷市副市長の選任につき同意を求めることについて

越谷市副市長青山雅彦氏の任期満了（令和 7 年（2025年）3 月 3 1 日）に伴い後任者を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任者》

氏 名：榊 勝 彦（さかき・かつひこ）

生年月日：昭和 4 3 年（1968年）7 月 1 4 日

略 歴：越谷市総務部長

第 3 号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会委員東宏行氏の退職（令和 7 年（2025年）3 月 3 1 日）に伴い後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏 名：上 原 美 子（うえはら・よしこ）

生年月日：昭和 3 7 年（1962年）4 月 2 4 日

略 歴：埼玉県立大学保健医療福祉学部共通教育科教授
越谷市青少年問題協議会会長

第 4 号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員川合時雄氏の任期満了（令和 7 年（2025年）4 月 4 日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏 名：川 合 時 雄（かわい・ときお）

生年月日：昭和 2 6 年（1951年）6 月 9 日

略 歴：元東彩ガス株式会社代表取締役社長
越谷市公平委員会委員

第 5 号議案 越谷サンシティのあり方に関する審議会委員の委嘱につき同意を求める ことについて

越谷サンシティのあり方に関する審議会委員を委嘱することについて、議会の同意を求めるもの

委員の区分（人数）		氏名	年齢	略歴等
学識経験者 （7）	都市計画・建築について識見を有する者 （4）	松 岡 拓公雄	72	滋賀県立大学名誉教授 元亜細亜大学都市創造学部教授
		岸 井 隆 幸	71	日本大学名誉教授 政策研究大学院大学客員教授 越谷市都市計画審議会委員
		田 中 秀 明	64	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授 元内閣府公共サービス改革推進室参事官
		熊 谷 玄	51	ランドスケープデザイナー 株式会社スタジオゲンクマガイ代表取締役 一般社団法人ランドスケープアーキテクト連盟理事
	経済・観光について識見を有する者 （2）	丁 野 朗	74	公益社団法人日本観光振興協会総合研究所顧問 元東洋大学大学院国際観光学部客員教授
		黒 川 文 子	69	獨協大学経済学部教授 元千葉経済大学専任講師
	地方財政について識見を有する者 （1）	牛 島 授 公	57	一般財団法人地域総合整備財団事務局長 元総務省中部管区行政評価局長 元香川大学大学院地域マネジメント研究科教授 元地方公共団体金融機構資金部資金課長
関係行政機関 の職員（2）	国の職員（1）	関 澤 貴 史	36	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長
	埼玉県職員の職員（1）	石 川 修	57	埼玉県都市整備部都市計画課長
公共的団体等 を代表する者 （10）	越谷商工会議所を 代表する者（1）	山 田 謙 治	73	越谷商工会議所常議員
	越谷商工会議所 青年部を代表する者 （1）	藤 森 洋 佑	36	越谷商工会議所青年部会長
	一般社団法人 越谷青年会議所を 代表する者（1）	吉 田 将 光	37	一般社団法人越谷青年会議所理事長
	越谷市商店会連合会 を代表する者（2）	桃 木 利 幸	76	越谷市商店会連合会会長 大沢商店会会長 越谷市商工対策委員会委員
		関 森 初 義	70	越谷市商店会連合会副会長 南越谷商店会会長 元越谷市国民健康保険運営協議会委員
	一般社団法人 越谷市観光協会を 代表する者（1）	江 原 武 男	68	一般社団法人越谷市観光協会代表理事 元越谷市商工対策委員会委員
	越谷市自治会連合会 を代表する者（2）	浅 見 昭 一	75	越谷市自治会連合会理事 蒲生地区自治会連合会会長 越谷市廃棄物減量等推進審議会委員
		岩 男 義 明	76	越谷市自治会連合会理事 南越谷地区自治会連合会会長
	越谷市文化連盟を 代表する者（1）	新 井 敏 浩	85	越谷市文化連盟会長 越谷市特別職報酬等審議会委員
	越谷市PTA連合会 を代表する者（1）	宮 園 た み	51	越谷市PTA連合会会長 越谷市生涯学習審議会委員
公募による市民等（越谷サンシティ のあり方に関する市民懇談会の代表 者）（6）		中 山 正 則	66	増林地区・在勤
		川 上 政 紀	51	大沢地区・在住
		山 崎 純 子	78	越ヶ谷地区・在住
		稲 垣 泰 雄	57	荻島地区・在住
		小 林 伽奈巳	18	南越谷地区・在住
		樽 谷 俊 彦	65	川柳地区・在住

第 6 号議案 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例制定について **【総務部総務課・人事課、消防局警防課】**

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係 10 条例について、条例中「懲役」及び「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改めるもの。令和 7 年 6 月 1 日から施行

【改正する条例】

- (1) 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例
- (2) 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例
- (3) 越谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (4) 市長及び副市長の給与等に関する条例
- (5) 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (6) 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例
- (7) 越谷市職員の給与に関する条例
- (8) 越谷市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (9) 越谷市消防団条例
- (10) 越谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

第 7 号議案 越谷市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

治水対策の一層の推進を図るため、副市長の定数を「1 人」から「2 人以内」に変更するもの。公布の日から施行

第 8 号議案 越谷市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されることに伴い、子を養育する職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、当該範囲を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるとともに条文整備を行うもの。令和 7 年 4 月 1 日等から施行

第 9 号議案 越谷市職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されることに伴い、子の看護休暇の取得事由を拡大し、当該取得事由に「学校の休業に伴う子の世話」及び「子の教育・保育に係る行事への参加」を追加するとともに条文整備を行うもの。令和 7 年 4 月 1 日等から施行

第 10 号議案 越谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について **【消防局警防課】**

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されることに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」の区分を追加するもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 1 1 号議案 包括外部監査契約の締結について

【行財政部行政管理課】

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
- (3) 契約金額：1, 2 0 0 万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方：小 林 正 和（公認会計士）

第 1 2 号議案 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

【地域共生部介護保険課、福祉部生活福祉課・障害福祉課】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等（省令）の一部が改正されることに伴い、省令に従い、関係 1 1 条例について、栄養士免許を有さない「管理栄養士」を配置した場合についても栄養士の配置を求める基準を満たすこととするもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

【改正する条例】

- (1) 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (5) 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
- (6) 越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (7) 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (8) 越谷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 越谷市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (10) 越谷市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 越谷市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 1 3 号議案 越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【地域共生部地域包括ケア課】

介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

- (1) 地域包括支援センターの職員配置について、越谷市介護保険運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法により算定することを可能とするもの
- (2) 越谷市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の合計数に応じた常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより配置基準を満たすこととするもの

第 1 4 号議案 越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例制定について 【福祉部生活福祉課】

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの。令和 7 年 6 月 1 日から施行

第 1 5 号議案 越谷市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例制定について 【保健医療部保健所感染症保健対策課】

感染症診査の一層の充実を図るため、越谷市感染症診査協議会の委員の定数を変更するもの。
令和 7 年 4 月 1 日から施行
改正前：「3 人」 → 改正後：「5 人以内」

第 1 6 号議案 越谷市犯罪被害者等支援条例制定について 【市民協働部くらし安心課】

犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援について定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減又は回復を図ることを目的として制定するもの。
令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 1 7 号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について 【都市整備部開発指導課・建築住宅課】

建築基準法の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの

- (1) 建築基準法関係《令和 7 年 4 月 1 日から施行》
 - ① 建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物について、構造関係規定等の審査の一部が省略される特例（4 号特例）の対象となる規模の見直しにより、当該特例の対象となる建築物の規模が縮小されることに伴い、建築物に係る確認申請手数料等について、手数料の額の算定基礎となる面積区分の見直し及び手数料の額の改定を行うもの
 - ② 省エネ基準適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為については、省エネ基準適合性判定を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合の確認を行う仕組みが創設されることに伴い、当該特定建築行為における確認申請手数料等に加算する手数料を定めるもの
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等関係《令和 7 年 4 月 1 日から施行》

全ての新築住宅・非住宅に対して省エネ基準への適合が義務付けられることに伴い、新たに適合義務の対象となる一戸建ての住宅及び住宅用途を含む建築物の住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるもの
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係《令和 7 年 4 月 1 日から施行》

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料について、一戸建ての住宅及び住宅用途を含む建築物の住宅部分に係る省エネ基準への適合性判定の評価が「標準計算」と「仕様基準」との併用により行われる場合における手数料を定めるもの
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法等関係《令和 7 年 5 月 2 6 日から施行》

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域を指定し、当該区域内における宅地造成等工事に係る許可事務を行うことに伴い、当該許可等に係る事務について手数料を定めるもの
- (5) 条文整備《令和 7 年 4 月 1 日から施行》

第 18 号議案 越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について

【環境経済部廃棄物指導課】

宅地造成等工事規制区域を指定すること等に伴い、所要の改正を行うもの

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定に係る改正《令和 7 年 5 月 26 日から施行》

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき宅地造成等工事規制区域を指定することに伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法と本条例において重複する規定等を整理するもの

① 題名の改正

改正前：越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例

改正後：越谷市土砂の堆積による土壌汚染の防止に関する条例

② 目的の改正

改正前：無秩序な土砂の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること

改正後：土砂の堆積による土壌の汚染を防止し、もって生活環境の保全に寄与すること

③ 土砂の堆積に係る許可等の規定の削除

④ 土砂の堆積に係る届出義務の創設

一定規模以上の土砂の堆積について、堆積に使用する土砂が土壌基準に適合したものであることの届出を義務付けるもの

⑤ 条文整備

(2) 刑法等の一部を改正する法律に係る改正《令和 7 年 6 月 1 日から施行》

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの

※附則において、越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

改正内容：「越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例」の題名を同様に改めるもの

第 19 号議案 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例等の一部を改正する条例制定について

【環境経済部廃棄物指導課・資源循環推進課、都市整備部都市計画課】

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係 3 条例について、条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの。令和 7 年 6 月 1 日から施行

【改正する条例】

(1) 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例

(2) 越谷市浄化槽保守点検業者登録条例

(3) 越谷市屋外広告物条例

第 20 号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部公園緑地課】

西大袋第一公園を供用開始するもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 21 号議案 損害賠償額を定め和解することについて

【建設部維持管理課】

交通事故に関し損害賠償額を定め、和解するもの

(1) 事故の概要

令和 6 年（2024 年）11 月 12 日午前 10 時 45 分頃、建設部維持管理課職員がダンプ式普通貨物自動車を運転し、越谷市大字増森 388 番 1 地先市道交差点において右折した際、直進してきた対向車のため後退したところ、後方に停車していた A さん所有の B さんの運転する普通乗用自動車と接触し、当該普通乗用自動車が損傷したもの

(2) 損害賠償額 128 万 6,252 円

第 2 2 号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（省令等）の一部改正に伴い、省令等を参酌等し、同様の改正を行うもの。

- (1) 栄養士の配置を求める基準について、栄養士免許を有さない「管理栄養士」を配置した場合についても当該基準を満たすこととするもの《令和 7 年 4 月 1 日から施行》
- (2) 連携施設の確保義務に係る適用猶予期間を 5 年間延長し、令和 1 1 年度末までとするともに、保育内容支援（集団保育を体験させるための機会の設定等）及び代替保育の提供（職員の病気等により保育を提供することができない場合に、当該事業者に代わって保育を提供すること）に係る連携施設の確保義務を市長が連携施設の確保が著しく困難と認めた場合等一定の要件を満たした場合に不要とするもの《令和 7 年 4 月 1 日から施行》
- (3) 母子生活支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る一定の給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払いを受けた金銭を管理しなければならないこととし、その方法について定めるもの《公布の日から施行》

NO	改正条例	(1)	(2)	(3)
		栄養士の配置基準	連携施設の確保義務	金銭の管理義務
①	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		○
②	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	○		
③	越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		○	
④	越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	○	○	
⑤	越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		

第 2 3 号議案 越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（府省令）の一部が改正されたことに伴い、府省令に従い、幼保連携型認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者としているところ、いずれか一方の資格で可とする特例）の期限を 2 年間延長し、令和 8 年度末までとするもの。公布の日から施行

第 2 4 号議案 越谷市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部保育施設課】

安心・安全な保育を提供するため、大沢第一保育所と中央保育所とを統合し、新たに緑の森公園保育所を設置することに伴い、緑の森公園保育所の名称、位置及び定員を定めるもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

	名 称	位 置	定 員
現 行	大沢第一保育所	越谷市大沢三丁目 1 6 番 4 5 号	1 5 0 人
	中央保育所	越谷市越ヶ谷三丁目 2 番 2 8 号	1 5 0 人
改正後	緑の森公園保育所	越谷市越ヶ谷 2 6 2 0 番地 1	2 8 8 人

第 2 5 号議案 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について **【子ども家庭部青少年課】**

放課後児童支援員の資格要件について、放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から 2 年以内に都道府県知事等が行う認定資格研修を修了することを予定している者を加えるもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 2 6 号議案 越谷市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について **【子ども家庭部青少年課】**

荻島学童保育室の移転に伴い、位置を改めるもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

現 行：越谷市大字南荻島 9 0 2 番地

改正後：越谷市大字南荻島 1 5 5 4 番地 1

第 2 7 号議案 越谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について **【子ども家庭部子ども施策推進課】**

児童福祉法の一部が改正されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（府令）を参酌等し、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例を制定するもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

第 2 8 号議案 財産の取得について（学校給食配送車） **【学校教育部給食課】**

- (1) 取 得 財 産：学校給食配送車 3 台
- (2) 取 得 価 格：2, 9 3 7 万円
- (3) 契約の相手方：東武マツダ株式会社

第 2 9 号議案から第 3 4 号議案まで

令和 6 年度越谷市一般会計補正予算（第 9 号）について ほか補正予算 5 件

第 3 5 号議案から第 4 4 号議案まで

令和 7 年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算 9 件

【問合せ】 総務部法務課

電 話 0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 3 0